

「とちまる安心通知」 Q & A（事業者の皆様向け）

Q 1 この取組（QRコード）は、必ず導入しなければならないのですか？

A 1 導入を義務付けるものではありませんが、施設等が感染拡大防止対策を実施していることを示すことで、多くの方に安心してご利用いただけますので、ぜひご協力ください。

Q 2 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしていないと、QRコードの発行はできないのですか？

A 2 県では、県民の皆様には「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしている施設等の利用をお願いしており、QRコードの発行も取組宣言をしている施設等を対象としています。なお、現在、取組宣言をしていなくても、QRコード発行申請と同時に取組宣言書及びステッカーをダウンロードしていただけますので、感染防止対策を実施していただいた上で、ぜひ取組宣言運動に参加してください。

Q 3 感染者が施設等を利用していた場合に、施設名や利用日を利用者に伝えますか？

A 3 利用者にお知らせするメッセージには、施設やイベント名、利用日は記載しません。ただし、メッセージを受け取った利用者からの個別相談では、状況確認のため必要に応じて施設名等を伝えることもあります。また、クラスター発生のおそれがある場合は、栃木県のホームページや報道機関への情報提供により公表することがあります。

Q 4 QRコードは、どこに掲示すればよいですか？

A 4 施設や会場等の入口や受付、テーブルなど、利用者がわかりやすく、QRコードを読み取りやすい場所に掲示してください。利用者がQRコードを読み込む際に密集しないよう、必要に応じて同じQRコードをコピーして施設内の複数箇所に掲示してください。

Q 5 QRコードを印刷物に掲載して利用者一人ひとりに配布してもよいですか？

A 5 施設やイベント会場内での掲示をお願いします。印刷されたQRコードを、施設利用者以外の方が読み取ったり、利用していない日に読み取ったりした場合、正しくメッセージが届かなくなる恐れがあります。

Q 6 複数の店舗・施設等を持っている場合はどうすればよいですか？

A 6 店舗・施設ごとに別々の QR コードを登録し、掲示してください。

Q 7 ショッピングモールなど大型施設の場合、1つの QR コードを発行すればよいですか？

A 7 テナント店舗等ごとに別々の QR コードを登録し掲示してください。場所ごとに QR コードを分けて発行することで、より詳細な絞り込みが可能となり、感染拡大防止につながります。

Q 8 会員制施設や事前申込制イベントのため、利用者の連絡先を把握している場合も、このサービスを利用したほうがよいですか？

A 8 メッセージの配信は、不特定の方に向けてお知らせする必要がある場合に限りられますので、利用者に連絡できる場合は、利用いただくメリットは限定的です。

Q 9 イベントの場合、QR コード発行申請画面の「施設・店舗・イベント名」の欄には、どのように記載すればよいですか？

A 9 「施設・店舗・イベント名」の欄に会場名とイベント名の両方を記載してください。
(記載例) 栃木県立●●ホール中ホール「▲▲コンサート」

Q 10 イベントで何日か開催日がありますが、開催日ごとに異なる QR コードの発行が必要ですか？

A 10 イベント主催者が同じ場合、同じ QR コードの掲示で構いません。利用者が QR コードを読み取った日時で、メッセージの通知対象を判断します。なお、複数日にわたって参加される利用者には、訪問の度に QR コードを読み取っていただくよう周知をお願いします。

Q 11 感染者が発生した場合の情報は事業者にも通知されますか？

A 11 本サービスでは QR コードを読み取った利用者にも注意喚起のメッセージをお送りします。なお、必要に応じて保健所などから連絡させていただくことがあります。

Q12 栃木県外の施設等でも登録できますか？

A12 栃木県内の施設等に限ります。県外の事業者が、県内の会場でイベントを開催される場合はご利用いただけます。

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。